

水道加入金の特例措置事業に係るQ&A一覧

No.	Q:質問	A:回答
1	減免する根拠は何か？	茨城県水道普及促進支援事業を財源として、「笠間市水道事業における水道加入金の特例措置に関する要綱」に基づき実施します。
2	茨城県水道普及促進支援事業とはどのようなものか？	県内の水道加入率の向上を図るため、加入金を減免した事業体へ1件3万円を上限として補助金を給付する茨城県独自の制度です。
3	開始時期はいつか？	令和6年4月1日から開始します。
4	制度の期間はいつまでか？	茨城県水道普及促進支援事業が終了するまでとなります。 現時点では県の説明により令和7年度(R8.3.31)まで実施予定です。(予算は単年度計上)
5	減免額の計算はどうなるのか？	減免額は税込での加入金額から3万円を差し引きます。 (例)13mmメーターの場合 加入金額88,000円(税込)－減免30,000円＝請求額58,000円
6	対象者は誰か？	以下の条件をすべて満たす者となります。 ①令和6年4月1日以降に新規に水道加入する者 ②生活用水として使用する者 ③加入金を納入した日から1年以内に生活用水として使用する者 ※市外から笠間市に転入予定の新規加入申請者も対象となります。
7	対象外となる条件は？	上記6に対象しない者の他、以下の者が対象外となります。 ①借家等で、水道加入しようとする者の所有ではなく、賃貸人 その他所有者の同意が確認できない場合 (例)アパートの入居者が貸家に水道を引きたい場合、大家の 同意書が必要となる ②業務用等で生活利用の区分でないものによる水道加入又は 建物が住宅でない明らかに認められる場合 ※居住床面積が建物全体の50%以上であること ③既設の給水管の口径を増口径に改造しようとする場合 ④本要綱に定める加入金の減免を受けたことがある場合
8	アパート等の申請の場合の減免の対象はどうなるか？	1申請分を対象とします。そのため、2回目以降の申請は上記7④により対象外となります。 (例)13mmメーター10部屋ならば3万円×10部屋＝30万円の減免
9	アパートの散水栓等のメーターは減免対象となるか？	市要綱において、生活用水を対象としていることから、散水栓は対象外となります。
10	加入申請時に止水栓止めまでの場合の対応は？	市要綱において、加入金を納入した日から1年以内に生活用水として使用する者とあります。そのため、止水栓止めまでの申請では要件を満たしていることにはならず対象外となります。 ただし、加入申請時に1年以内に一般住宅の建築が決定しており、宅内配管までの給水台帳を提出できれば対象となります。
11	分譲地の取り扱いはどうになるのか？	上記10に準じるものとします。 なお、建売住宅の場合は、上記8に準じるものとします。
12	敷地内増築による新たな加入の場合の取り扱いはどうになるのか？	増築分の新規加入者が、既に使用している者と同じの場合は対象外、別人であれば対象となります。